

○（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和三十二年大蔵省令第十二号）

改正案	現行
<p>（監査報告書等の記載事項） 第四条（略） 2～17 18（略）</p> <p>一 指定国際会計基準が国際会計基準（連結財務諸表規則第九十三 条に規定する国際会計基準をいう。以下この号及び次号において 同じ。）と同一である場合 国際会計基準</p> <p>二（略） 19・20（略）</p>	<p>（監査報告書等の記載事項） 第四条（略） 2～17 18（略）</p> <p>一 指定国際会計基準が国際会計基準（連結財務諸表規則第一条の 二第一項第一号二に規定する国際会計基準をいう。次号において 同じ。）と同一である場合 国際会計基準</p> <p>二（略） 19・20（略）</p>